

松江市職場環境改善支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市職場環境改善支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内に本社を有するもの

イ 市内に製造拠点を有するもの

(2) 製造業 日本産業標準分類（令和5年総務省告示第256号）に定める大分類に掲げる産業のうち、製造業に属するものをいう。

(3) 職場環境改善 中小企業者が、製品の生産性向上、品質レベルの向上、安全性の確保及び従業員に対する業務上発生する負荷（溶接ヒューム、粉塵、臭気、騒音等）の軽減を目的として実施する製造現場における業務改善で、自らが継続的かつ組織的に取り組むものをいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市職場環境改善支援事業補助金
補助金交付の目的	中小企業者が行う職場環境改善の推進に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者の経営改善、人材定着を図り、もって本市の産業振興に資することを目的とする。
交付の対象である事業の内容	市内の事業所で行う職場環境改善に係る取組であって、事前の改善計画の社内検討及び専門家等の適切な所見により、当該事業年度内において改善実施後の効果が見込まれるものとする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除く。

補助対象経費	別表に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。
交付の率又は金額	補助対象経費の2分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、20万円を上限とする。
補助事業者の範囲	製造業を主たる事業として営む中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないものとする。
終期	令和8年3月31日

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 見積書及びその明細の写し
- (2) 直近2期分の決算書の写し

(実績報告)

第5条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
- (3) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (4) 市税に滞納がないことが分かる証明書

(現地調査)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請及び実績報告に際し、必要に応じて市職員等による現地調査を受けることとし、改善前の状況及び改善後の効果の確認に協力しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

経費区分	内 容
施設費	職場環境改善を目的とした製造ラインのレイアウト変更に伴う施設の改修費
設備費	職場環境改善を目的とした装置、付帯設備等の導入費及び改修費
備品購入費	製造現場における作業効率化のための治具の購入費及び工具や部品等の整理をするための備品の購入費
その他	その他市長が特に必要と認める経費